

第 13 次労働災害防止推進計画の概要

計画の期間:2018 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日

計画が目指す社会

働く一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業所において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要です。

また、正規・非正規といった雇用形態の違いや、副業・兼業、個人請負といった働き方や、就業構造の変化等に伴う高年齢労働者や障害者などの労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければなりません。

計画の目標

全体目標

- ・死亡災害:15%以上減少 (12 次防 期間中の死亡者数との比較)
- ・死傷災害: 5 %以上減少 (2017 年の死傷者数と比較して、2022 年までに)
- ・ストレスチェック結果の集団分析実施事業場の割合を 85%以上

重点とする業種の目標

- ・建設業、製造業及び陸上貨物運送事業
: 死亡災害をそれぞれ 15%以上減少 (12 次防 期間中の死亡者数との比較)
- ・製造業、建設業、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店
: 死傷災害をそれぞれ 10%以上減少 (2017 年の死傷者数と比較して、2022 年までに)
(第 12 次労働災害防止推進計画)
(数値目標 : 集団分析した事業場の割合を 13 次防期間中に 85% (80.8% : 2017 年) 以上)

計画の重点事項

- (1)死亡等災害を防止するための対策の推進
- (2)過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進
- (3)傷病を抱える労働者等の健康確保対策の推進
- (4)化学物質等による健康障害の防止対策の推進
- (5)関係行政機関、労働災害防止団体等の連携・協働等による取組の促進
- (6)特定の分野における対策 (鹿島臨海コンビナート地区等に係る対策等)



厚生労働省 茨城労働局

重点事項対策の推進

(1) 死亡等災害を防止するための対策の推進

重点業種対策

ア 建設業対策

- ・ 高所作業時における墜落防止保護具について、原則としてフルハーネス型の使用
- ・ 重機との接触防止措置の徹底等についての周知・啓発
- ・ 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」に基づく取組施策の着実かつ計画的な実施

イ 製造業対策

- ・ はさまれ・巻き込まれ災害防止について法令に基づく機械による危険の防止措置の徹底
- ・ 非定常作業における機械の運転停止等の徹底の周知・啓発
- ・ 作業中の労働者を直接指揮又は監督する職長に対する教育の徹底
(食料品製造業では、他の製造業と同様に職長に対する教育の実施を推進)

ウ 陸上貨物運送事業対策

- ・ 関係団体等と連携し、トラック運転者に対する安全衛生教育の強化、トラック事業者と荷主との共同の取組の促進
- ・ 5大災害（ 墜落・転落、荷崩れ、フォークリフト使用時の事故、無人暴走、トラック後退時の事故 ）を防止するための「荷役ガイドライン」の推進

エ 林業対策

- ・ 伐木等による激突され災害の防止対策

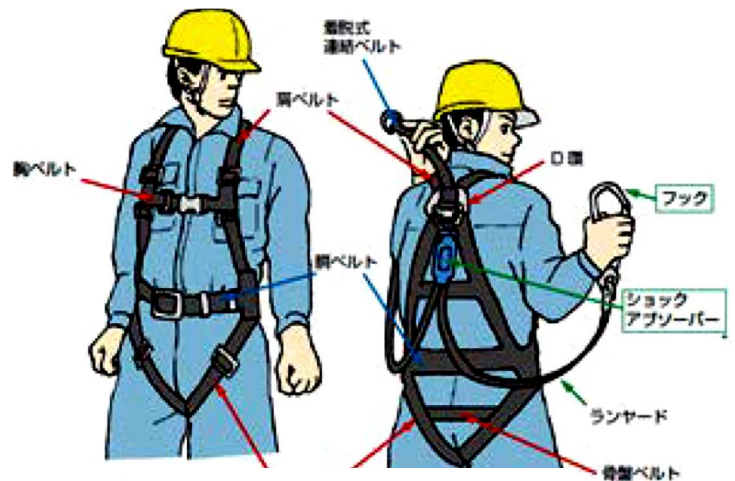
オ 第三次産業対策

- ・ 小売業、飲食店及び社会福祉施設に対する「STOP! 転倒災害プロジェクト茨城」及び「危険の見える化」の促進、4S（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底等の推進
社会福祉施設では、腰痛の予防のための安全衛生教育の徹底及び介護機器等の導入促進

業種横断的な労働災害防止対策の推進

・ 転倒災害防止対策

- ・ 「STOP! 転倒災害プロジェクト茨城」の推進



【フルハーネス型安全帯】

正しく使おうフルハーネス
(建設業労働災害防止協会)



【荷役作業の墜落・転落災害防止の対策のポイント】



STOP! 転倒災害
プロジェクト

・交通労働災害防止対策

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく指導

・墜落・転落災害防止対策

高所作業における基本的な安全対策の周知・啓発

・非正規労働者等の労働災害の防止

安全衛生管理体制の確立及び安全衛生教育の徹底の推進

その他の重点対策等

・多店舗展開企業等対策

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の展開

・高年齢労働者対策

段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保など職場環境の改善等の促進

・企業単位での安全衛生の取組の強化

経営トップによる取組方針の設定や表明等、積極的な取組の促進



【危険の見える化】

(2) 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進

過労死等の防止等の強化

・過重労働による健康障害防止対策

長時間労働者に対する医師の面接指導や健康相談など産業医・産業保健スタッフによる健康管理対策の強化

・ストレスチェック制度

高ストレス者に対する医師による面接指導の実施及び集団分析結果を活用した職場環境改善の取組の推進



【4S・KY活動】

労働者の健康確保対策の強化

・メンタルヘルス対策、腰痛の予防、熱中症の予防、粉じん障害防止対策の推進

(3) 傷病を抱える労働者等の健康確保対策の推進

企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

・「治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」等の周知・啓発による企業の意識改革及び支援体制の整備の促進

・地域両立支援推進チームの活動等を通じた企業、医療機関等関係者の具体的連携の推進

(4) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質のリスクアセスメントの促進及び化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実

石綿による健康障害防止対策の推進及び受動喫煙防止対策の普及・促進

メンタルヘルス対策の具体的取組

- 「衛生委員会」における調査審議
- 「心の健康づくり計画」の策定
- 「メンタルヘルス推進担当者」の選任
- 教育研修の実施
- ストレスチェックの実施
- 職場環境の把握と改善
- 等



【メンタルヘルス対策の取組み】

**(5) 関係行政機関、労働災害防止団体等の
連携・協働等による取組の促進**

関係行政機関等との積極的な連携を図り、協働した取組の促進

業界団体及び労働災害防止団体と連携し自主的な労働安全衛生活動の促進

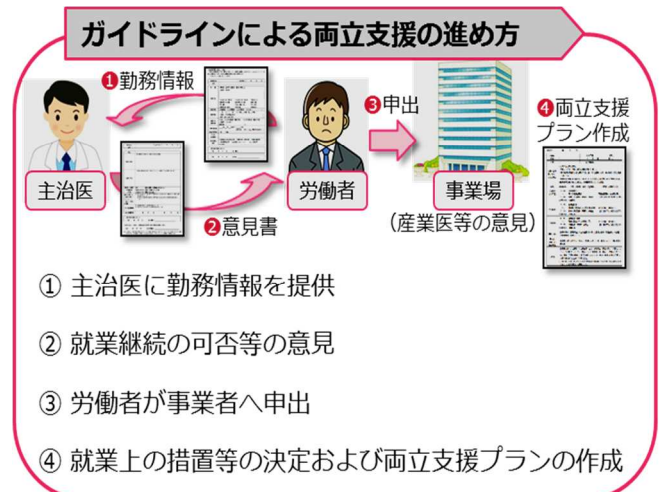
(6) 特定の分野における対策

鹿島臨海コンビナート地区等における爆発・火災防止対策等

原子力施設等における被ばく防止対策

美浦トレーニングセンターにおける

災害防止対策



- ① 主治医に勤務情報を提供
- ② 就業継続の可否等の意見
- ③ 労働者が事業者へ申出
- ④ 就業上の措置等の決定および両立支援プランの作成

産業保健総合支援センターの支援も活用できます

【治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン】

《参考資料》

【業種別の死亡者数の推移】

業種/期間	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
建設業	12	10	12	11	8
製造業	7	9	2	4	2
陸上貨物運送事業	4	7	6	1	4
全業種合計	35	40	33	26	19

【計画期間中の死傷災害発生件数の推移】

業種/期間	11次防 (期間年平均)	12次防 (期間年平均)	災害増減率
製造業	860	815	-5.2%
建設業	379	365	-3.7%
陸上貨物運送事業	377	381	1.1%
小売業	261	298	14.2%
社会福祉施設	90	122	35.6%
飲食店	78	97	24.3%
上記第三次産業計	429	517	20.5%
全業種合計	2,824	2,853	1.0%

【第12次労働災害防止計画期間中の死傷災害発生件数】

死傷災害	製造業	建設業	陸運業	小売業	社会福祉 施設	飲食店	全業種
2013年	790	358	401	272	109	100	2,757
2014年	838	375	387	305	108	106	2,884
2015年	813	350	369	306	131	92	2,870
2016年	782	364	353	318	138	89	2,845
2017年	850	380	395	287	125	100	2,910

(単位：人) (出典：労働者死傷病報告)